

千葉県福祉サービス第三者評価の評価結果 (保育所等)

1 評価機関

名 称	特定非営利活動法人ニッポン・アクティブライフ・クラブ ナルク千葉福祉調査センター
所在地	千葉県鎌ケ谷市道野辺本町1-12-18
評価実施期間	令和5年 6月 9日 ~ 令和5年10月18日

2 受審事業者情報

(1) 基本情報

名 称 (フリガナ)	学校法人 正良学園 COO本大久保保育園 ガッコウホウジン セイリヨウガクエン クーモトオオクボホイクエン		
所在地	〒275-0012 千葉県習志野市本大久保4丁目1番4号		
交通手段	京成本線 京成大久保駅より徒歩5分 JR総武線 幕張本郷駅より徒歩15分		
電 話	047-493-1602	FAX	047-493-1603
ホームページ	www.narashinodai.ed.jp/coo/		
経営法人	学校法人 正良学園		
開設年月日	平成31年4月1日		
併設しているサービス			

(2) サービス内容

対象地域	主に 千葉県習志野市・千葉市・船橋市・八千代市								
定 員	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計		
	9	15	18	45	45	45	177		
敷地面積	2,614.70㎡			保育面積			1,602.56㎡		
保育内容	0歳児保育		障害児保育		延長保育				
健康管理	身体測定・内科健診・歯科健診・眼科健診								
食事	の食材の提供 卵・乳製品のアレルギーに配慮した献立（おやつの牛								
利用時間	7時から19時								
休 日	日曜・祝日・年末年始(12月29日~1月3日)								
地域との交流	地域との交流（令和2年度は実施無）								
保護者会活動	懇談会・保育参観・個人面談・行事(運動会発表会など)の観覧								

(3) 職員（スタッフ）体制

職 員	常勤職員	非常勤、その他	合 計	備 考
		28	10	38
専門職員数	保育士(幼稚園教諭含む)	看護師	栄養士	
	28	1	1	
	調理師	保育補助・調理補助	その他専門職員	
	3	4	1	

(4) サービス利用のための情報

利用申込方法	習志野市に申し込み申請を行う	
申請窓口開設時間	9時 から 17時	
申請時注意事項	習志野市に申し込み	
サービス決定までの時間	約2か月程度	
入所相談	習志野市こども部子ども保育課	
利用料金	保育料は所得により決まる（3～5歳児のみ保育料無償化対象）	
食事料金	<ul style="list-style-type: none"> ・ 0～2歳児は保育料に含まれる ・ 3～5歳児は7,500円/月 ±300円/1食 	
苦情対応	窓口設置	受付担当者：副園長 羽村 主任 佐藤 解決責任者： 園長 安田 朋弘
	第三者委員の設置	増田 美代子・岡久郎・遠藤 章吉

3 事業者から利用（希望）者の皆様へ

<p>サービス方針 (理念・基本方針)</p>	<p>*保育理念 児童憲章 児童福祉法及び保育所保育指針に基づき、子ども達の最善の利益を考慮し、心身共に健やかに感性豊かに育つよう保育に努めます。 ▪ *学園理念 Happy Children , Happy Future ～すべては子ども達の笑顔のために～ *保育目標 1 にこにこ元気 健康な子 2 意欲に満ち のびのびと行動できる子 ▪ 3 心豊かな子 4 進んで遊びを見いだす子</p>
<p>特 徴</p>	<p>*学園の3つの柱 ▪ 1.英語：外国人の職員と遊び、多様な文化に触れ慣れ親しむ 2.レッジョ エミリア・インスパイアードアプローチ：好奇心や探求心からのひらめきや発見 創造性など自発的な活動に取り組む 3.態度教育（食育）：挨拶を大切にコミュニケーションで繋がるために必要な態度を考える。食事に感謝してよく噛んでいただく(有機無農薬・卵乳製品除去食 おやつ牛乳除く) ▪</p>
<p>利用（希望）者 へのPR</p>	<p>ご家庭と保育園と大人達みなで、お子さん達が持つ可能性を信じて成長を見守り合えるようたくさんお話ができる関係でありたいと考えます。 地域の方々との交流や地域の探索など、多くの人や物事に触れる体験をしたり地域の方々との協力をいただきながら、子ども達が自己を発揮し安心安全に過ごせる環境を築けるよう努力を続けます。 一人ひとりの思いを大切に受け止め寄り添うとともに、人とのつながりの中で生まれる楽しみや幸せ 思いやりの心 協力し合うことの素晴らしさなどを感じ集団の中の一人でもあることへの感謝に気づけるような体験をするなど、個々と集団のどちらも大切に感じられるかわりを心がけてまいります。 たくさんの笑顔があふれる園でありたいと思います。 いつでもお気軽にお話ください。</p>

福祉サービス第三者評価総合コメント

特に力を入れて取り組んでいること
<p>1, 園児の健康を第一に、有機無農薬の地元野菜を楽しく、おいしく、頂いています。</p> <p>有機野菜、有機米を給食に取り入れ、地元契約農家から毎日納入されています。園では年間食育計画、栽培計画で、まずは土づくりを大事にした取り組みが行われているように、子どもたちの健康を第一に考え、安心安全の給食を提供しています。白米でなく5分つきなどで玄米の良さも取り入れ、献立も和食中心で天然の調味料等を使用しています。これからを担う子どもたちの体づくりの基となります。おやつも毎日、手作りです。なるべく牛乳は使わず、将来は豆乳を中心に使用するそうです。</p>
<p>2, 各クラス・学年の環境をととした保育(子どもの姿)を写真でとらえ、発表しました。</p> <p>今年の園内研修のテーマは「環境」です。子どもが過ごすクラスの玩具・遊具・遊びコーナーの設置・設定を、クラス毎に子どもの姿を写真にし模造紙にまとめました。一目で分かるように工夫され、気の付いたことを他クラスの職員も、率直に話せる機会になりました。今後はクラス別に交流研修会へ繋げることが計画されています。日常業務を行いながら時間の制約もある中で、保育の質の向上のために取り組み、職員のやる気が伺えます。</p>
<p>3, パートタイム職員がキャリアアップ研修を受講し、専門性を高めています。</p> <p>正職員だけでなく、パートタイム職員も手を挙げキャリアアップ研修を受講し、保育士として更なる専門性を身につけようとされています。結果して処遇の改善に結びつきました。このことは、見習うべきことで、皆さんのモチベーションにもつながっていると思われます。</p>
<p>4, 小学校との連携が日常行われ、年長児の就学に向けての環境が整っています。</p> <p>年長児は1年に4回小学校に行き、一緒に遊んだり七夕を作ったりと交流を楽しんでいます。小学校の先生も来園され、打ち合わせなど行い情報共有がされています。就学に向けて小学校との積極的な連携を図ることは、子どもたちにとり安心でき小学校の先生も子どもの育ちを支えてくれることでしょう。</p>
<p>5, 子どもたちは広い園舎でのびのびと生活しています。駅から近く、隣は緑豊かな公園です。</p> <p>玄関を入れば図書室のように、絵本がたくさんある空間があります。見上げれば子どもたちが作った夏祭りの提灯があり、その向こうのアトリエにはアトリエスタ(アート専任スタッフ)がいます。園舎内は廊下・壁・階段など木材を多く使っていて、ぬくもりが感じられます。1階と2階に広い園庭があり、2階では階段付きの大型プールで、ラッシュガード(紫外線をカット)を着た子どもたちがプール遊びを楽しんでいます。その園庭には大きな屋根の中に大型遊具があり、日差しを気にせず遊びこめる環境です。</p>
さらに取り組みが望まれるところ
<p>1, 超過勤務(時間外労働)の取り扱い、手続きは書面により丁寧な説明をされることが望めます。</p> <p>新しく超過勤務表(台帳)を作り、運用する計画が進んでいます。職員にとって大変重要なことです。超過勤務をする前の事前承認、実施後の承認手続きを書面で丁寧に説明されることが望めます。</p>
<p>(評価を受けて、受審事業者の取組み)</p> <p>今回受審させていただき当園の取組や環境の特色、取り組んでいく課題に改めて気づくことが出来ました。また保護者の皆様とも、改めてご意見を頂く機会がとれ様々なご意見がある事を知ることが出来、今後ともコミュニケーションを深めて地域の施設として運営に携わりたいと思いました。これからの職員の手続きなども、書面などで確認できるものを増やし分かりやすく共有できるように取り組んでいきます。</p> <p>子ども達にとって、地域にとって、働いていく人にとって、安心出来る施設にしていけるように協力し合って今後も取り組んでいきます。</p>

福祉サービス第三者評価項目（保育所等）の評価結果

大項目	中項目	小項目	項目	標準項目		
				■実施数	□未実施数	
I	福祉サービスの基本方針と組織運営	1 理念・基本方針	理念・基本方針の確立	1 理念や基本方針が明文化されている。	3	
			理念・基本方針の周知	2 理念や基本方針が職員に周知・理解されている。	3	
				3 理念や基本方針が利用者等に周知されている。	3	
		2 計画の策定	事業計画と重要課題の明確化	4 事業計画が適切に策定され、計画達成のため組織的に取り組んでいる。	5	1
				5 施設の事業計画等、重要な課題や方針を決定するに当たっては、職員と幹部職員とが話し合う仕組みがある。	3	
		3 管理者の責任とリーダーシップ	管理者のリーダーシップ	6 理念の実現や質の向上、職員の働き甲斐等に取り組むに仕組み指導力を発揮している。	5	
				7 全職員が遵守すべき法令や倫理を明示し周知している。	3	
		4 人材の確保・養成	人事管理体制の整備	8 人事方針を策定し、人事を計画的・組織的に行い、職員評価が客観的な基準に基づいて行われている。	3	1
				9 事業所の就業関係の改善課題について、職員（委託業者を含む）などの現場の意見を幹部職員が把握し改善している。また、福利厚生に積極的に取り組んでいる。	5	
			職員の就業への配慮	10 職員の教育・研修に関する基本方針が明示され、研修計画を立て人材育成に取り組んでいる。	3	2
11 施設の全職員を対象とした権利擁護に関する研修を行い、子どもの権利を守り、個人の意思を尊重している。	4					
II	1 利用者本位の保育	利用者尊重の明示	12 個人情報保護に関する規定を公表し徹底を図っている。	4		
			13 利用者満足の向上を意図した仕組みを整備し、取り組んでいる。	3	1	
		利用者満足の向上	14 苦情又は意見を受け付ける仕組みがある。	4		
			15 教育及び保育内容について、自己評価を行い課題発見し改善に努め、教育及び保育の質の向上に努めている。	2	1	
	2 教育及び保育の質の確保	教育及び保育の質の向上への取り組み	16 提供する教育及び保育の標準の実施方法のマニュアル等を作成し、また日常の改善を踏まえてマニュアルの見直しを行っている。	4		
			17 保育所等利用に関する問合せや見学に対応している。	2		
	3 教育及び保育の開始・継続	教育及び保育の適切な開始	18 教育及び保育の開始に当たり、教育及び保育方針や内容を利用者に説明し、同意を得ている。	4		
			19 保育所等の理念や保育方針・目標に基づき全体的な計画が適切に編成されている。	4		
	4 子どもの発達支援	教育及び保育の計画及び評価	20 全体的な計画に基づき具体的な指導計画が適切に設定され、実践を振り返り改善に努めている。	5		
			21 子どもが主体的に活動できる環境が整備されている。	6		
			22 身近な自然や地域社会と関われるような取組みがなされている。	4		
			23 遊びや生活を通して人間関係が育つよう配慮している。	6		
			24 特別な配慮を必要とする子どもの教育及び保育が適切に行われている。	6		
			25 在園時間の異なる子どもに対して配慮がなされている。	3	1	
26 家庭及び関係機関との連携が十分図られている。			3			
27 子どもの健康状態、発育、発達状態が適切に把握し、健康増進に努めている。			4			
5 安全管理	環境と衛生	28 感染症、疾病等の対応は適切に行われている。	3			
		29 食育の推進に努めている。	5			
		30 環境及び衛生管理は適切に行われている。	3			
6 地域	地域子育て支援	31 事故発生時及び事故防止対策は適切に行われている。	4			
		32 地震・津波・火災等非常災害発生時の対策は適切に行われている。	5			
			33 地域ニーズを把握し、地域における子育て支援をしている。	3	2	
計				127	9	

保育所等 項目別評価コメント

(利用者は子ども・保護者と読み替えて下さい)

標準項目 ■ 整備や実行が記録等で確認できる。 □ 確認できない。

評価項目	標準項目
1 理念や基本方針が明文化されている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 理念・基本方針が法人・保育所等の内部文書や広告媒体(パンフレット、ホームページ等)に記載されている。 ■ 理念・基本方針から、法人、保育所等が実施する教育及び保育の内容や法人、保育所等の使命や目指す方向、考え方を読み取ることができる。 ■ 理念・基本方針には、児童福祉法や保育所保育指針の保育所等・教育及び保育に関する基本原則が盛り込まれている。
<p>(評価コメント)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校法人 正良学園 ホームページに理念、方針が記載され、入園のしおりに正良学園理念、学園の柱、COO本大久保保育園目標(以下園目標という)が明記されています。内容は基本情報に記載されています。 ・理念、方針、園目標から教育及び保育の内容や使命、目指す方向、考え方を読み取れます。 ・児童憲章、児童福祉法が入園のしおりに記載され、理念、方針、園目標に基本原則が盛り込まれています。 	
2 理念や基本方針が職員に周知・理解されている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 理念・方針を事業所内の誰もが見やすい箇所に掲示し、職員配布文書に記載している。 ■ 理念・方針を会議や研修において取り上げ職員と話し合い共有化を図っている。 ■ 理念・方針の実践を日常の会議等で話し合い実行面の反省をしている。
<p>(評価コメント)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・園目標が各クラスに掲示され、運営規定と災害マニュアルが職員室前カウンターにファイルされ、閲覧できるようにしています。 ・理念・方針・園目標は毎年、指導計画作成時に確認しています。 ・行事は園目標や理念を念頭に置きながら計画、実施しています。 	
3 理念や基本方針が利用者等に周知されている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 契約時等に理念・方針が理解し易い資料を作成し、分かり易い説明をしている。 ■ 理念・方針を保護者に実践面について説明し、話し合いをしている。 ■ 理念・方針の実践面を広報誌や手紙、日常会話などで日常的に伝えている。
<p>(評価コメント)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入園説明会や入園前の見学の際に入園のしおりを配付し理念、方針、園目標、正良学園の3つの柱等について、園長、副園長が分かりやすく説明しています。 ・入園後の保育等に関する実践内容が説明されています。 ・毎日の取り組み内容について、各クラス毎に日誌を掲示し保護者へ伝えています。 ・学年ごとに、一日の活動状況や子どもの様子を写真添付し夕刻に掲示し、降園時に保護者へ伝えています ・登降園時の会話や連絡帳でその日の子どもの様子を伝えています。 	
4 事業計画が適切に策定され、計画達成のため組織的に取り組んでいる。	<ul style="list-style-type: none"> □ 中・長期事業計画を踏まえて策定された事業計画が作成されている。 ■ 事業計画が具体的に設定され実施状況の評価が行える配慮がなされている。 ■ 理念・基本方針より重要課題が明確にされている。 ■ 事業環境の分析から重要課題が明確にされている。 ■ 現状の反省から重要課題が明確にされている。 ■ 運営の透明性の確保に取り組んでいる。
<p>(評価コメント)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当面の重要課題は①コロナ禍での保護者の入室制限、子どもの活動範囲の制限②児童相談所に関わる案件、発達支援が必要な園児に関する家庭との情報の共有と配慮事項の把握があり、職員会議で情報を共有し改善に取り組んでいます。 ・人材の安定確保については、法人本部と連携し取り組まれています。 ・運営に関する変更事項や感染症対応など、迅速に保護者へ連絡することで透明性の確保に努めています。 	
5 事業計画等、重要な課題や方針を決定するに当たっては、職員と幹部職員とが話し合う仕組みがある。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 各計画の策定に当たっては、現場の状況を把握し、職員等の参画や意見の集約・反映のもとに策定されている。 ■ 方針や計画、課題は会議や研修会等にて説明し、全職員に周知されている。 ■ 年度終了時はもとより、年度途中にあっても、あらかじめ定められた時期、手順に基づいて事業計画の実施状況の把握、評価を行っている。
<p>(評価コメント)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和5年度年間行事予定は前年度末に園長、副園長を中心に立案され、職員、保護者からの意見を反映し、観劇(劇団 風の子)、雅楽演奏会(地元の協力)が計画されました。また、職員の準備期間を配慮し、運動会(9月)と生活発表会(12月)の日程に余裕を持たせました。 ・課題は学年やクラスで明確にし、例えば4歳児は、要支援児を含めてのクラス運営と、保護者との連携について検討し、運営へ生かされています。 ・事業計画の評価結果は年度末に予定されています。 	
6 理念の実現や質の向上、職員の働き甲斐等に取り組みに取り組み指導力を発揮している。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 理念・方針の実践面の確認等を行い、課題を把握し、改善のための具体的な方針を明示して指導力を発揮している。 ■ 職員の意見を尊重し、自主的な創意・工夫が生れ易い職場づくりをしている。 ■ 研修等により知識・技術の向上を図り、職員の意欲や自信を育てている。 ■ 職場の人間関係が良好か把握し、必要に応じて助言・教育を行っている。 ■ 評価が公平に出来るように工夫をしている。

(評価コメント)	
<ul style="list-style-type: none"> ・職員との面談は年2回実施できるようにしています。 ・職員会議(社員20名程度)は毎月1回18時から19時30分(延長になることもある)実施され、効率的な運営をするために、事前にレジュメが配付されています。パートタイマー職員は会議録を確認し、ラインでも周知されています。 ・クラス・学年・リーダー・行事担当会議と専門分野毎に話し合いがされています。 ・外部、法人、園内、キャリアアップ研修へ参加、実施されています。 ・評価は年功、基本給をベースに公平に行われています。 ・今回受審された第三者評価で出された、保護者意見、職員意見をテーマに話し合いをされることが望まれます。 	
7	<p>全職員が遵守すべき法令や倫理を明示し周知している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■遵守すべき法令や倫理を文書化し、職員に配布されている。 ■全職員を対象とした、法令遵守と倫理に関する研修を実施し、周知を図っている。 ■プライバシー保護の考え方を職員に周知を図っている。
(評価コメント)	
<ul style="list-style-type: none"> ・「勤務について」職員の心得として1.勤務に関すること 2.勤務態度 3.意識の向上 4.保育について 5.職員の服装についてが記載され、職員へ周知されています。 ・全国保育士会倫理要綱を配付し、職員会議で読み合わせがされています。 ・入社の契約時にプライバシー保護の説明と誓約書が提出されています。 	
8	<p>人事方針を策定し、人事を計画的・組織的に行い、職員評価が客観的な基準に基づいて行われている。</p> <ul style="list-style-type: none"> □人材確保・定着・育成の方針と計画を立て実行している。 ■職務の権限規定等を作成し、職員の役割と権限を明確にしている。 ■評価基準や評価方法を職員に明示し、評価の客観性や透明性の確保が図られている。 ■評価の結果について、職員に対して説明責任を果たしている。
(評価コメント)	
<ul style="list-style-type: none"> ・人材の確保は法人本部へ園の状況を伝え、毎年の採用計画に反映できるように努めています。 ・定着については毎年9月に面談を行い、個々の意向が把握されています。 ・職務分担表により業務を遂行し、各人の権限は辞令を交付し明示されています。 ・評価基準は年功、基本給がベースになっています。 ・評価の結果は、10月頃と年度末に面談を通じて行われています。 	
9	<p>事業所の就業関係の改善課題について、職員(委託業者を含む)などの現場の意見を幹部職員が把握し改善している。また、福利厚生に積極的に取り組んでいる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■担当者や担当部署等を設置し職員の有給休暇の消化率や時間外労働のデータを、定期的にチェックしている。 ■把握した問題点に対して、人材や人員体制に関する具体的な改善計画を立て実行している。 ■職員が相談しやすいような組織内の工夫をしている。 ■職員の希望の聴取等をもとに、総合的な福利厚生事業を実施している。 ■育児休暇やリフレッシュ休暇等の取得、ワーク・ライフ・バランスに配慮した取り組みを行っている。
(評価コメント)	
<ul style="list-style-type: none"> ・時間外労働時間や休暇簿のチェックは、毎月給与前に行われています。有給休暇の取得は、取得日数が少ない職員に対し取得を促しています。 ・夏休5日間の取得は6月から10月の間に取得できるように配慮がされています。 ・処遇の改善は平成29年度から実施された、処遇改善Ⅱにより、16名が対象となり実施され、パート職員も1名対象となっています。さらに、習志野手当が社員を対象に支給されています。 ・人材や人員体制に関する対応は法人本部と連携し行なわれています。 ・相談対応は園長、副園長、や主任、学年リーダーが行っています。 ・理事長が月に1回来園され、職員と個別面談が行われ、直接法人本部へ意見等が反映されています。 ・また、法人本部へ職員が相談、苦情を言えるメールが設けられています。 ・福利厚生として私学共済へ加入しています。 ・育児休業は2名が活用しています。 ・超過勤務の取り扱い、就業規則第22条に明記されていますが、新しく超過勤務表を作り運用されます。時間外労働の必要がある場合の手続き、超過勤務表の取り扱い方について、書面により職員へ丁寧に説明されることを求めます。 ・年度途中における予期せぬ、職員の退職への対応として、法人系列施設からの応援の仕組みについて、検討されることが望まれます。 	
10	<p>職員の教育・研修に関する基本方針が明示され、研修計画を立て人材育成に取り組んでいる。</p> <ul style="list-style-type: none"> □中長期の人材育成計画がある。 □職種別、役割別に能力基準を明示している。 ■研修計画を立て実施し、必要に応じて見直している。 ■個別育成計画・目標を明確にしている。 ■OJTの仕組みを明確にしている。
(評価コメント)	
<ul style="list-style-type: none"> ・研修について ①外部研修ーキャリアアップ研修、習志野市主催一幼保合同研修会(10回開催)、小関連研修会などへ参加し、受講後に研修ノートで報告されています。 ②正良学園レジャ会議、レジャエミリア・インスパイアードアプローチが系列6施設で実施されています。 ③園内研修 <ul style="list-style-type: none"> A.「テーマ」環境をととした保育(子どもの姿)ねらいー他クラス他学年の年間の保育内容や保育環境を知ることで、COO全体の流れや子どもの育ちを見通しを持って保育にあたり、途切れない繋がりをもった保育を目指す取り組みがされ、7月に各クラスの発表がされ、大きな模造紙に写真入りで作成され、園児、保護者へ報告されました。 B. 各種マニュアルの見直し整理がされました。 ・個別育成計画は、研修のテーマを吟味し、経験に見合った職員を参加させています。 	

11	全職員を対象とした権利擁護に関する研修を行い、子どもの権利を守り、個人の意思を尊重している。	<ul style="list-style-type: none"> ■子供の尊重や基本的人権への配慮について勉強会・研修を実施している。 ■日常の援助では、個人の意思を尊重している。 ■職員の言動、放任、虐待、無視など行われることの無いように、職員が相互に振り返り組織的に対策を立て対応している。 ■虐待被害にあった子どもがいる場合には、関係機関と連携しながら対応する体制を整えている。
<p>(評価コメント)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入園のしおりに「児童憲章」、「児童福祉法」が記載され、周知しています。 ・人権擁護に関する「セルフチェックリスト」を活用し、年に1回全職員が確認しています。 ・言動、放任、無視については、「勤務について」の中に保護者との接し方や保育についてが明記され周知されています。 ・虐待が予見される場合は、虐待対応マニュアルに沿い、習志野市子育て支援課や中央児童相談所と連携する体制が整っています。 		
12	個人情報保護に関する規定を公表し徹底を図っている。	<ul style="list-style-type: none"> ■個人情報の保護に関する方針をホームページ、パンフレットに掲載し、また事業所等内に掲示し実行している。 ■個人情報の利用目的を明示している。 ■利用者等の求めに応じて、サービス提供記録を開示することを明示している。 ■職員(実習生、ボランティア含む)に研修等により周知徹底している。
<p>(評価コメント)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ホームページに「プライバシーポリシー」が掲載され、入園のしおりに「個人情報の取り扱いについて」が明記され周知されています。 ・利用目的の特定、第三者への提供についても明示されています。 ・職員は入職時に「個人情報の取り扱いについて」を説明し誓約書が提出されています。実習生を受け入れる際に「個人情報の取り扱いについて」説明し周知しています。 		
13	利用者満足の向上を意図した仕組みを整備し、取り組んでいる。	<ul style="list-style-type: none"> ■利用者満足を把握し改善する仕組みがある。 <input type="checkbox"/>把握した問題点の改善策を立て迅速に実行している。 ■利用者・家族が要望・苦情が言いやすい雰囲気を作っている。 ■利用者等又はその家族との相談の場所及び相談対応日の記録がある。
<p>(評価コメント)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和4年度にアンケート調査を行い92件の要望・意見を集約し、今後に反映がされる予定です。 ・事務所をオープンにし保護者が入りやすい環境にしました。 ・日常の登降園時に園長・副園長が応対し気楽に話せる体制にしました。 ・個人面談は希望制を取り、何時でも対応できるようになっています。 ・今回の第三者評価で実施した保護者アンケートをまとめ、保護者へフィードバックされることが望まれます。 		
14	苦情又は意見を受け付ける仕組みがある。	<ul style="list-style-type: none"> ■保護者に交付する文書に、相談、苦情等対応窓口及び担当者が明記され説明し周知徹底を図っている。 ■相談、苦情等対応に関するマニュアル等がある。 ■相談、苦情等対応に関する記録があり、問題点の改善を組織的に実行している。 ■保護者に対して苦情解決内容を説明し納得を得ている。
<p>(評価コメント)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・苦情処理体制は園内に掲示され周知されています。 ・今年度は苦情の提起は1件もありません。 ・保護者アンケートの結果から苦情処理についての理解が52%であり、入園のしおりに記載したり、年度初めに園だより等で周知されることが望まれます。 		
15	教育及び保育内容について、自己評価を行い課題発見し改善に努め、教育及び保育の質の向上を図っている。	<ul style="list-style-type: none"> ■教育及び保育の質について自己評価を定期的に行う体制を整備し実施している。 ■教育及び保育の質向上計画を立て実行し、PDCAサイクルを継続して実施し恒常的な取り組みとして機能している。 <input type="checkbox"/>自己評価や第三者評価の結果を公表し、保護者や地域に対して社会的責任を果たしている。
<p>(評価コメント)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学年会議で、週日案や月案、行事計画などの作成が行われ、自己評価は年度末に1回行われています。今後は自己評価の回数を複数回行われることが望まれます。 ・年間指導計画、月案の作成など教育及び保育の質向上計画を立て、保育実践、評価、改善を意識して、質の向上に努めています。 ・第三者評価の結果は園内に公開・閲覧されることが望まれます。令和2年度第三者評価実施後の報告書の公開、閲覧はしていません。 		
16	提供する教育及び保育の標準的実施方法のマニュアル等を作成し、また日常の改善を踏まえてマニュアルの見直しを行っている。	<ul style="list-style-type: none"> ■業務の基本や手順が明確になっている。 ■分からないときや新人育成など必要に応じてマニュアルを活用している。 ■マニュアル見直しを定期的に行っている。 ■マニュアル作成は職員の参画のもとに行われている。

(評価コメント) <ul style="list-style-type: none"> ・火災マニュアル、大地震マニュアル、不審者侵入時マニュアル、習志野市立保育所・こども園感染症対応マニュアル、食物アレルギー緊急時対応マニュアル、などがあり基本や手順が明確になっています。 ・新人育成に関してのマニュアルは作成していませんが、新人が入職される際には、経験のある先生のクラスなどに配属し、一緒に保育を行いながら、OJTで指導また相談に乗っています。また他のマニュアルを活用することもあります。 ・昨年度のマニュアルは「掃除と消毒」、「不審者対応のマニュアル」の改正と作成を、今年度は「時間外の保育の流れ」などを改正されています。見直しに関しては、そぐわない点が出てきた際に、随時行われています。 ・マニュアルは、担当係と副園長・主任を中心にまずは作成し、全クラス職員で回覧し修正点をあげてもらい、作成が行われています。 	
17	<p>保育所等利用に関する問合せや見学に対応している。</p> <p>■問合せ及び見学に対応できることについて、パンフレット、ホームページ等に明記している。 ■問合せ又は見学に対応し、利用者のニーズに応じた説明をしている。</p>
(評価コメント) <ul style="list-style-type: none"> ・ホームページで、問い合わせと見学に対応できることを明記し、電話、見学の際に質疑応答の時間を設けています。 ・昨年度より利用者のニーズで、よくある質問項目をまとめ、記載されています。よくある質問の内容として「慣らし保育の期間、保育園での服装、紙おむつの指定や持ち帰り、保護者の参加行事、アレルギー対応、入園対象年齢、給食費、その他必要な金額、職員構成、登園時の持ち物」の回答を、ホームページにて掲載されています。 	
18	<p>教育及び保育の開始に当たり、教育及び保育方針や内容等を利用者に説明し、同意を得ている。</p> <p>■教育及び保育の開始にあたり、理念に基づく教育及び保育方針や内容及び基本的ルール等を説明している。 ■説明や資料は保護者に分かり易いように工夫している。 ■説明内容について、保護者の同意を得るようにしている。 ■教育及び保育の内容に関する説明の際に、保護者の意向を確認し、記録化している。</p>
(評価コメント) <ul style="list-style-type: none"> ・入園前説明会にて、提出必要書類と一緒に入園のしおりを配付し、保育方針や保育内容などを伝えルール等を説明されています。 ・説明や資料は保護者に分かり易いように、園長・副園長が説明しています。 ・説明内容については、保護者の理解をもとに承諾書を得ています。 ・普段の子どもたちの様子は、日々の活動を写真でドキュメンテーションにして、1、2歳児はクラス前に、幼児クラスは玄関入口に掲示しています。 ・食育、自由制作などの活動も、廊下に子どもが見られる高さに掲示し、親子が分かりやすい形にし工夫されています。 	
19	<p>保育所等の理念や教育及び保育方針・目標に基づき全体的な計画が適切に編成されている。</p> <p>■全体的な計画は児童憲章、児童の権利に関する条約、児童福祉法、保育所保育指針などの趣旨をとらえて作成している。 ■全体的な計画は、教育及び保育の理念、方針、目標及び発達過程などが組み込まれて作成されている。 ■子どもの背景にある家庭や地域の実態を考慮して作成されている。 ■施設長の責任の下に全職員が参画し、共通理解に立って、協力体制の下に作成されている。</p>
(評価コメント) <ul style="list-style-type: none"> ・全体的な計画は保育所保育指針を中心として、習志野市就学前保育一元カリキュラムを基に、各法令に準拠し理事長や園長、副園長などで話し合い作成されています。 ・全体的な計画は、教育及び保育の理念、方針、目標及び発達過程などが組み込まれています。 ・指導計画の中で家庭などの実態を考慮し、作成されています。 ・方針に対しては、全職員で日頃の話し合いなどを含めて、方向性を確認して行うように作成されています。 	
20	<p>全体的な計画に基づき具体的な指導計画が適切に設定され、実践を振り返り改善に努めている。</p> <p>■全体的な計画に基づき、子どもの生活や発達を見通した長期的な指導計画と短期的な指導計画が作成されている。 ■乳児、1歳以上3歳未満児、障害児等特別配慮が必要な子どもに対しては、個別計画が作成されている。 ■発達過程を見通して、生活の連続性、季節の変化を考慮し、子どもの実態に即した具体的なねらいや内容が位置づけられている。 ■ねらいを達成するための適切な環境が構成されている。 ■指導計画の実践を振り返り改善に努めている。</p>
(評価コメント) <ul style="list-style-type: none"> ・子どもの生活や発達を見通した、年間指導計画・月間指導計画・週日案として、長期的な指導計画と短期的な指導計画の作成がされています。 ・1歳以上3歳未満児、及び特別配慮が必要な子どもに対しては、個別計画が作成され、実践の振り返りと改善に努めています。 ・特別配慮が必要な子どもや、発達に対して配慮が必要な子どもに対しては、担当保育士と管理職で話し合い、保育方針を見直しながら関わるように努められています。 ・レジャエミリアインスパイアード・アプローチ(以下レジャエと表記)とは、子どもの興味関心を保育者が観察し受けとめていく中で、日頃の保育活動や生活の中で、子どもも大人も主体的に参加していける環境を目指すものと考え活動されています。その一環としてカラーレという活動をしています。カラーレでは、創作活動を担当するアートエリスタ(アート専任のスタッフ)がいます。クラス担任と一緒に子どもの興味関心に基づき、感覚や感性を表現できる活動時間を持っています。例として、芋掘り際に絵を描ける環境をすぐそばに用意し、描きたい子どもは感じたことを表現できるようにしたり、芋掘り後の畑で異年齢含めて土に親しむ活動もされています。 	

21	子どもが主体的に活動できる環境が整備されている。	<ul style="list-style-type: none"> ■子どもが安心感と信頼感をもって活動できるよう、子どもの主体としての思いや願いを受け止めている。 ■子どもの発達段階に即した玩具や遊具などが用意されている。 ■子どもが自由に素材や用具などを自分で取り出して遊べるように工夫されている。 ■好きな遊びができる場所が用意されている。 ■子どもが自由に遊べる時間が確保されている。 ■教育及び保育者は、子どもが主体性を発揮できるような働きかけをしている。
<p>(評価コメント)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・レジョエミリア・インスパイアード・アプローチを、学園の柱として子どもの興味関心を保育士が観察していけるように、園全体で取り組んでいます。 ・発達段階にあった保育士の手づくりの玩具が用意され、都度確認しながら玩具の入れ替えを行っています。室内外での遊びでは、自由に遊べる時間を確保しています。 ・主体性を育む声かけはどんなことなのか、職員同士でも意識して対話することを心掛けています。子どもの言いなりではなく、その言葉をすぐ判断しないで、子どもの言葉を良く聞くようにされています。 ・A「〇〇くんがブロックとった」保「〇〇くんが、ブロックとったんだ。」子「そう、ブロックとったの。」保「Aくんは、どうして欲しかったの」A「一緒に遊びたかったから、とらないで欲しかった」保「ブロックとらないで、一緒に遊びたかったんだね。Aくんはどうしたら良いと思う」A「とらないで一緒に遊びたいって、言ってみる」保「自分で言ってみようと思ったんだね」のように、子ども自身が自分の気持ちや行動に気づけるよう、保育士が言葉掛けをしています。 		
22	身近な自然や地域社会と関わるような取組みがなされている。	<ul style="list-style-type: none"> ■子どもが自然物や動植物に接する機会を作り、教育及び保育に活用している。 ■散歩や行事などで地域の人達に接する機会をつくっている。 ■地域の公共機関を利用するなど、社会体験が得られる機会をつくっている。 ■季節や時期、子どもの興味を考慮して、生活に変化や潤いを与える工夫を日常教育及び保育の中に取り入れている。
<p>(評価コメント)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・園内にサツマイモの畑や稲の田んぼがあります。鉢植えなども含めて、野菜や植物の栽培環境を設けたり、クラスにはカタツムリ・メダカなどの飼育環境もあり、自然物や動植物が身近にある環境です。 ・園外活動計画書(散歩)で、隣の自然豊かな中央公園・幼稚園への散歩や、年長児は図書館に行き、地域の方と交流する機会があります。 ・運動会は地域の公共機関を利用し、隣のプラッツ習志野の体育館で行われ、社会体験が得られる機会です。 ・散歩は春や秋の気候が落ち着いている時期に、2歳児クラス以上児は、月に1～2回出かけています。 ・2階には人工芝が敷き詰められた園庭が広く、そこには屋根のある大型遊具もあり日差しを気にせず、十分に遊べる環境があります。 ・1階に大型遊具のある園庭、1歳児クラス横の園庭には、日差しを避けるための屋根もあり、水遊び等で十分遊べる環境です。 		
23	遊びや生活を通して人間関係が育つよう配慮している。	<ul style="list-style-type: none"> ■子ども同士の関係をより良くするような適切な言葉かけをしている。 ■けんかやトラブルが発生した場合、危険のないように注意しながら、子供達同士で解決するように援助している。 ■順番を守るなど、社会的ルールを身につけていくように配慮している。 ■子どもが役割を果せるような取組みが行われている。 ■子どもが自発性を発揮し、友だちと協同して活動できるよう援助している。 ■異年齢の子どもの交流が行われている。
<p>(評価コメント)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活の中で、思いやりや協力し合うことの大切さを感じてもらえるように、人間関係や集団生活を身につけていける事を、大切にされ、子どもたちが考え行動できるように、職員が適切な言葉を掛けています。 ・ケンカやトラブルが発生した場合、一人対複数になるような場面では早めに仲立ちする事はありますが、子ども同士でのやりとりを見守り子どもたち同士で解決できるよう援助されています。自分の気持ちを伝えられるように、相手の気持ちを聞くような声掛けに努めています。「友だちはどうしたかったのかな」「どんな気持ちだったか友達に話せたかな」など。 ・集団の中で必要な態度や、約束ごとなど経験しながら、社会的ルールを身につけられるよう配慮されています。 ・年長児では給食の後の片付けは当番のグループで行うなど、子どもが役割を果たせるような取組みが行われています。 ・田んぼの水やりは気が付いた子どもが自発性を発揮し、また自分の身の回りのことを友だちと協同して取り組んでいます。 ・行事や普段の遊びの中でも、午前中の保育時間を中心に異年齢で関わり交流できるよう配慮されています。 		
24	特別な配慮を必要とする子どもの教育及び保育	<ul style="list-style-type: none"> ■子ども同士の関わりに対して配慮している。 ■個別の指導計画に基づき、きめ細かい配慮と対応を行い記録している。 ■個別の指導計画に基づき、保育所等全体で、定期的に話し合う機会を設けている。 ■障害児教育及び保育に携わる者は、障害児教育及び保育に関する研修を受けている。 ■必要に応じて、医療機関や専門機関から相談や助言を受けている。 ■保護者に適切な情報を伝えるための取組みを行っている。
<p>(評価コメント)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・友だちと毎日過ごす中で子ども同士の関わりに対し、その子の発達に寄り添いながら対応されています。 ・支援担当職員が個別支援計画を立て、保育園と家庭で細かく子どもの状況を報連相をとりながら確認し、保育を行っています。 ・個別の指導計画に基づき、職員会議で定期的に話し合い、職員間で共有されています。 ・研修に関しては、キャリアアップ研修や習志野市の研修をはじめ、発達支援センターの研修にも参加され、会議の中で報告されています。 ・習志野市ひまわり発達相談センターの巡回相談は、毎月利用し相談しながら助言をうけ職員会議で共有し、よりよい保育に努められています。 ・保護者に適切な情報を伝えるため、研修などで自己研鑽されています。 		

25	在園時間の異なる子どもに対して配慮がなされている。	<ul style="list-style-type: none"> ■引き継ぎは書面で行われ、必要に応じて保護者に説明されている。 □担当職員の研修が行われている。 ■子どもが安心・安定して過ごせる適切な環境が整備されている。 ■年齢の異なる子どもと一緒に過ごすことに配慮している。
<p>(評価コメント)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引継ぎは登降園簿に記入と口頭で引継ぎをして、保護者に説明されています。必要に応じ電話連絡もあります。 ・時間外担当の保育士研修は、現時点では行われていません。 ・子どもがさみしくなったら抱っこするなどして、安心・安定して過ごせる環境があります。遅番確認表で、室内・調乳室・トイレなどの環境チェックをして、適切な環境も整備されています。 ・子どもが安心して過ごせるように延長時間だけでなく、普段の日中の時間から異年齢と関わりを持てるように、日頃から配慮されています。 		
26	家庭及び関係機関との連携が十分図られている。	<ul style="list-style-type: none"> ■一人ひとりの保護者と日常的な情報交換に加え、子どもの発達や育児などについて、個別面談、教育及び保育参観、参加、懇談会などの機会を定期的に設け、記録されている。 ■保護者からの相談に応じる体制を整え、相談内容が必要に応じて記録され上司に報告されている。 ■就学に向けて、保育所等の子どもと小学校の児童や職員同士の交流、情報共有や相互理解など小学校との積極的な連携を図るとともに、子どもの育ちを支えるため、保護者の了解のもと、認定こども園園児指導要録及び保育所児童保育要録などが保育所等から小学校へ送付している。
<p>(評価コメント)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・園だより・クラスだより・ほけんだより・給食だよりなどは、メールで情報を発信しています。また登園降園の際に、園長・副園長も受付に参加し、保護者と話が出来る環境を作っています。個別面談、保育参観、参加、懇談会など定期的に開催されています。懇談会は、1, 2歳児で年2回、3歳以上児は参加行事の際に設けています。 ・保護者からの相談に応じる体制を整え、年長児は就学前の年末年始に希望家庭と面談を行っています。他年齢は希望者や発育発達など気になるところがある場合、必要に応じて面談を行っています。全園児に連絡帳があり、3歳以上の連絡帳は随時記入となっています。 ・小学校との連携は、小学校幼稚園との交流で年4回ほど小学校に行き、実際の子ども姿も小学校に見ていただきます。内容は一緒に遊ぶ、教室で一緒に七夕制作をする、5年生と交流などを行っています。保育所児童保育要録は年度末に送付されています。 		
27	子どもの健康状態、発育、発達状態が適切に把握し、健康増進に努めている。	<ul style="list-style-type: none"> ■子どもの健康に関する保健計画を作成し、心身の健康状態や疾病等の把握・記録され、嘱託医等により定期的に健康診断を行っている。 ■保護者からの情報とともに、登所時及び教育・保育中を通じて子どもの健康状態を観察し、記録している。 ■職員に乳幼児突然死症候群(SIDS)に関する知識を周知し必要な取り組みを行い、保護者にたいして必要な情報を提供している。 ■子どもの心身の状態を観察し、不適切な養育の兆候や、虐待が疑われる場合には、所長に報告し継続観察を行い記録している。
<p>(評価コメント)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・看護師の協力のもと保健指導計画を作成し、嘱託医等により定期的に、内科・歯科・眼科検診・視力検査の健康診断を行っています。また尿検査、看護師による身体測定を実施されています。 ・登園の受入れ時に、家庭での夜の状態や気になる症状を保護者に伝えてもらい、登降園簿に記録し共有されています。また昼礼で、全体での共有も行われています。 ・職員に対しては、乳幼児突然死症候群(SIDS)に関する知識を周知し、1歳児クラスでは午睡時10分おき、2歳児クラスでは15分おきに確認し、必要な取り組みを行っています。保護者に対しては、お便りで周知されました。 ・不適切な養育が心配される場合、園内での共有と習志野市子育て支援課の保健師と情報共有し、継続的に発達や発育を観察されています。現在、児童相談所と情報交換をしています。 		
28	感染症、疾病等の対応は適切に行われている。	<ul style="list-style-type: none"> ■教育及び保育中に体調不良や傷害が発生した場合には、その子どもの状態等に応じて、保護者に連絡するとともに、適宜、嘱託医や子どものかかりつけ医等と相談し、適切な処置を行っている。 ■感染症やその他の疾病の発生予防に努め、その発生や疑いがある場合には、必要に応じて嘱託医、市町村、保健所等に連絡し、その指示に従うとともに、保護者や全職員に連絡し、協力を求めている。 ■子どもの感染・疾病等の事態に備え、医務室等の環境を整え、救急用の薬品、材料等を常備し、適切な管理の下に全職員が対応できるようにしている。
<p>(評価コメント)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育中に体調不良や傷害が発生した場合は、逐一確認し保護者に連絡するとともに、嘱託医などと相談し適切な対応をさせていただきます。 ・感染症発症時には「習志野市立保育所・こども園感染症対応マニュアル」に基づき、職員で共有しながら消毒や換気、手洗いうがいなどを徹底しました。看護師から対処法など再発信し、保健の掲示板や保健だよりで保護者へ周知し協力を求めました。 ・医務室の管理は看護師を中心に行い、看護師不在時は職員が薬品庫の管理をします。園児個人の薬品は鍵のかかる場所、座薬は冷蔵庫で管理し、職員へ周知されています。 		
29	食育の推進に努めている。	<ul style="list-style-type: none"> ■食育の計画を作成し、教育及び保育の計画に位置付けるとともに、その評価及び改善に努めている。 ■子どもが自らの感覚や体験を通して、自然の恵みとしての食材や調理する人への感謝の気持ちが育つように、子どもと調理員との関わりなどに配慮している。 ■体調不良、食物アレルギー、障害のある子どもなど、一人一人の子どもの心身の状態等に応じ、嘱託医、かかりつけ医等の指示や協力の下に適切に対応している。 ■食物アレルギー児に対して誤食防止や障害のある子どもの誤飲防止など細かい注意が行われている。 ■残さず食べることや、偏食を直そうと強制したりしないで、落ち着いて食事を楽しめるように工夫している。

(評価コメント)	
<ul style="list-style-type: none"> 給食だより、年間食育計画、年間栽培計画などで食育の計画を作成し、改善に努めています。 調理員は、おやつ時間にクラスを回って喫食状況を見て、園児や保育士と関わり合いを持たれています。 アレルギー食への対応は、医師の指導を仰ぎながら行っています。園ではマニュアルと昼礼での翌日の確認を行い、トラブルがないように努めています。 「食物アレルギー緊急時対応マニュアル」などで、細かい注意で対応できるようになっています。また「保育園における食物アレルギー給食の対応について」では、別のテーブルで他児との誤食防止を図っています。 <p>栄養士の指導の下、食育計画を立て毎月食育を各学年で行うようにしています。食材も命であることに気づけたり、親しみ触れられるように、食育コーナーを設け園庭での野菜栽培に取り組んでいます。</p> <ul style="list-style-type: none"> 食事の際に、まずは食事を楽しむこと、食べる事を好きになる事を第一に「食べ物に感謝し、よく噛んで食べよう」と、言葉掛けをしながら保育者が介助しています。 保育士と栄養士で、学年毎に毎月給食会議を行っています。 	
30	<p>環境及び衛生管理は適切に行われている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■施設の温度、湿度、換気、採光、音などの環境を常に適切な状態に保持するとともに、施設内外の設備及び用具等の衛生管理に努めている。 ■子ども及び職員が、手洗い等により清潔を保つようにするとともに、施設内外の保健的環境の維持及び向上に努めている。 ■室内外の整理、整頓がされ、子どもが快適に過ごせる環境が整っている。
(評価コメント)	
<ul style="list-style-type: none"> 遊具・園庭の安全点検表で、危険がないように毎日確認をされています。室内外の清掃や整頓も、分担や当番により全職員で衛生管理に取り組んでいます。 調理員は「個人別衛生チェック表」で、毎日本調など管理しています。衛生管理点検表で、水質、冷蔵庫温度など毎日点検しています。保育士なども保健的環境の維持に努めています。 園外の清掃は現在職員に余裕がある時間帯で行っています。 園内は時間帯や、保育の流れなどを見ながら、交代制で整理・整頓がされ、子どもが快適に過ごせる環境になっています。 	
31	<p>事故発生時及び事故防止対策は適切に行われている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■事故発生時の対応マニュアルを整備し職員に徹底している。 ■事故発生原因を分析し事故防止対策を実施している。 ■設備や遊具等保育所等内外の安全点検に努め、安全対策のために職員の共通理解や体制づくりを図っている。 ■危険箇所 の点検を実施するとともに、外部からの不審者等の対策が図られている。
(評価コメント)	
<ul style="list-style-type: none"> 事故防止・安全マニュアルが整備され、各クラスに「教育指導計画」を備え、その中に事故防止・安全マニュアルがあり、常時閲覧できるようにしています。 自園で発生した園児脱走案件については、再発防止の原因分析を行いました。 他園で発生した重大事故は習志野市から速報され、昼礼等で報告確認されています。 事故(怪我を含む)の記録の整理は、病院にかかった場合は災害報告、その他はアクシデント報告として整理、保管されています。 今年度8月まで、ヒヤリハットの事例はありません。 設備や遊具等の点検は定期的に安全点検表により行い、安全に努めています。 不審者等への対応はマニュアルが整備され、侵入場所を変えて訓練しています。 	
32	<p>地震・津波・火災等非常災害発生時の対策は適切に行われている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■地震・津波・火災等非常災害発生に備えて、役割分担や対応等マニュアルを整備し周知している。 ■定期的に避難訓練を実施している。 ■避難訓練は消防署や近隣住民、家庭との連携のもとに実施している。 ■立地条件から災害の影響を把握し、建物・設備類の必要な対策を講じている。 ■利用者及び職員の安否確認方法が決められ、全職員に周知されている。
(評価コメント)	
<ul style="list-style-type: none"> 災害・防災計画が策定され、予防管理組織図で役割分担が明記され大地震対応マニュアル、火災対応マニュアルが整備され、避難訓練時に確認、周知されています。 火災発生時の避難訓練は、消防署の指導を受け実施しています。 9月に引き渡し訓練を行い、連絡方法は保護者、職員ともメールで行われました。また、安否確認もメールで行うようになっています。 連絡が途絶えた場合は「災害ダイヤル117番」を、利用するように保護者へ周知されています。 災害時に備え2日間の食料が用意されています。 	
33	<p>地域ニーズを把握し、地域における子育て支援をしている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■地域の子育てニーズを把握している。 □子育て家庭への保育所等機能を開放(施設及び設備の開放、体験保育等)し交流の場を提供し促進している。 ■子育て等に関する相談・助言や援助を実施している。 □地域の子育て支援に関する情報を提供している。 ■子どもと地域の人々との交流を広げるための働きかけを行っている。
(評価コメント)	
<ul style="list-style-type: none"> コロナ対応があり園庭開放はしていません。 園見学時や地域の方からの質問がある際は、園の状況を含め丁寧に回答がされています。 地域のみな友会(幼稚園、保育園、小学校、中学校)などとの交流会に参加し、地域のニーズを把握しています。 園が地域の拠点として例えば育児相談会の実施等を、検討されることが期待されます。 	